

表佐まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、表佐まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、垂井町表佐1723番地の1 垂井町表佐地区まちづくりセンターに置く。

(構 成)

第3条 協議会は、垂井町立表佐小学校の校区（以下「表佐地区」という。）内の住民による別表に掲げる者および団体をもって構成する。

(目 的)

第4条 協議会は、表佐地区の住民が互いに協力し、地域の課題解決に努め、住民相互の連帯感と自治意識の向上をはかり、安心・安全で活気のある地域共生のまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 安全安心な、まちづくりのための事業
- (2) 社会福祉の推進に関する事業
- (3) 環境の保全と美化に関する事業
- (4) 生涯学習に関する事業
- (5) 健康なまちづくりのための事業
- (6) 伝統文化の継承、発展に関する事業
- (7) その他協議会の目的達成のために必要な事業

(代議員)

第6条 代議員は、第3条により構成された別表の代表者とし、60名以内とする。

(組 織)

第7条 協議会は、第5条の事業を遂行するため、次のとおり組織を編成する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 専門部会

(役員等)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監 事 2名
- (5) 理 事 18名以内(会長、副会長、事務局長を含む。)

(役員等の選出)

第9条 会長は、表佐連合自治会の推薦を受け、総会において選任する。

2 副会長、事務局長、監事は、会長が指名し、総会の承認を得る。

3 理事は、連合自治会の会長及び副会長、専門部会長、まちづくりセンター長、まちづくりセンター員並びに役員会が、必要と認める各種団体の代表者等をもって充てる。

(役員等の任務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が、あらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の事務処理を統括し、会計、経理事務を行う。

4 監事は、協議会の事業及び会計を監査する。

5 理事は、協議会の運営及び事業活動を円滑に遂行する。

(任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合、補充することができるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第12条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に図り、会長が委嘱する。

(参与)

第13条 協議会に、参与を置き、参与は、各自治会長とし、会長の依頼に応じて、事業の推進に協力する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、総会、役員会、専門部会及び役員会が必要とした会議とし、会長が招集する。

2 総会は、通常総会を年1回、臨時総会及びその他の会議は、必要に応じて開催する。

(総会)

第15条 総会は、第6条の代議員で構成し、代議員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)で成立し、出席者の過半数で決するものとし、可否同数の場合は、議長が、これを決する。

2 総会の議長は、会長が指名する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 役員を選任または解任

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) その他運営に関する重要事項

(役員会)

第16条 役員会は、第8条の役員及び事務局員で構成し、会長が議長を務める。

2 役員会は、会長が招集し次の事項を協議する。

(1) 各種事業の執行に関すること。

(2) 自治会、各種団体との連絡調整に関すること。

- (3) 総会提出案件の作成に関する事。
- (4) 町への要望等に関する事。
- (5) その他協議会の運営に関する事。

3 役員会の成立及び決定は、第15条の総会に準ずるものとする。

(専門部会)

第17条 協議会の事業を具体的に企画、実践するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置は、役員会で決定する。
- 3 専門部会員は、代議員から選出し、専門部会に、部会長、副部会長1名を置く
- 4 専門部会長は、担当部会の運営を統括し、副部会長は、部会長の補佐、代行をする。
- 5 専門部会の決定事項は、役員会に報告し、承認を受けるものとする。

(事務局)

第18条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置し、事務局職員を置くことができる。

(事業年度及び会計)

第19条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の経費は、交付金、助成金、委託料、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 3 協議会に、特別会計を設けることができる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会に諮り、会長が定める。

(その他)

第21条 この規約の改正及び協議会の解散は、総会において、3分の2以上の同意を得て行うことができる。

附 則 (平成25年11月10日)

- 1 この規約は、協議会の設立総会の日(平成24年11月10日)から施行する。
- 2 協議会設立時の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。
- 3 協議会設立時の役員等の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成25年4月1日)

- 1 この規約の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

- 1 この規約の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

- 1 この規約の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

- 1 この規約の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

- 1 この規約の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

- 1 この規約の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

- 1 この規約の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

表佐まちづくり協議会代議員会名簿（参画団体等）

役職 団体名	人 数	役 職 等
表佐小学校	1	校長
表佐こども園	1	園長
表佐駐在所	1	駐在所警察官
町議会議員		地区在住
西美濃農協表佐支店	1	支店長
消防団表佐分団	1	分団長
表佐小学校PTA	2	会長 副会長
表佐こども園保護者会	1	会長
表佐寿会	3	会長 副会長 2名
表佐連合自治会	4	会長 副会長 監事 2名
子ども会育成会	1	代表
不破中学校PTA	1	地区代表
不破中学校	1	地区担当代表
民生児童委員	1	地区代表
スポーツ推進員	2	町委嘱の地区在住
体育推進員	3	員長 副員長 2名
青少年育成協力推進員	1	員長
交通安全表佐支部	1	代表
表佐商工会	2	代表 副代表
太鼓踊り保存会	1	会長
農事改良組合	1	会長
農地水推進会議	1	会長
学識経験者	若干名	前連合自治会長 前副会長 推薦した者
ささえあい連絡会	1	会長
ゴミ減量化委員	1	代表
表佐アグリ	1	代表
こども教室実行委員会	2	代表 副代表
表佐地域防犯推進員会	1	代表
表佐地域福祉推進員会	1	代表
ハリヨ・ほたるを育てる会	1	代表
表佐遺族会	1	会長
表佐まちづくりセンター	3	センター長、センター員 2名